

**Siscoserv (シスコセルビー
海外とのサービス商取引登録システム) に関して**

法律 12.546/2011

細則 1.277/2012

以下、昨日 3 月 22 日に SENAI の講堂で行われた、**Ernst & Young Terco 監査会社**の Claudio Yano 氏と Alencar Oliveira 氏による説明会の内容を筆記した記事です。

付加価値を生まない、手間のかかる国による新しい義務管理システムの導入

すでに導入され、実施しなければならない（“家の前に赤ん坊を捨てられ、拾い上げて育てなければならない様なものである”と表現されている）システムである。2012 年 6 月に官報に告示された細則 1.277/12（法律 12.546/12－海外とのサービス商取引登録義務に関する法律－に対する）で、昨年から順次実施が義務付けられており、今年 7 月（？）までには全て導入しなければならない。

ブラジルの法人または、ブラジルに住んでいる個人が、海外から受けているまたは、海外に提供（海外商取引）している全ての無形および、その他のオペレーションのサービスに関する情報の登録を義務付けることで、これらの資料から内製化（国内化）の為の投資政策の判断資料とすることが目的とは云っているが（情報の間違い、登録の遅れによる罰金が課せられる）、国、州、市がアクセスすることによって税金の支払いの監視が出来るようになる。

物品の輸出入管理システム Siscomex（海外貿易管理システム－輸出入管理システム）に対して、**無形および、その他のオペレーションのサービスに関する情報管理がこの Siscoserv（シスコセルビー海外とのサービス商取引登録システム）**となり、Bacen（為替送金管理システム）と組み合わせることにより、全ての海外からの入金、送金が管理・監視されることになる。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

ブラジルの法人または、ブラジルに住んでいる個人が、海外から受けているまたは、海外に提供している全ての無形および、その他のオペレーションのサービスで資産に影響を与えるものは全て、国別、月別、NBS（ブラジルサービス業種ナンバー）毎に登録する必要がある、例えば；

- *ブラジル在住の海外からの駐在員（ブラジル在住の個人）が海外へのお出張で発生した（海外で支払った）全体的出張費用（ホテル代、食事代、移動費、その他）。
- *役員金（日当、海外で支払った航空運賃、移動費、その他の経費を含み）。
- *輸入した部品の品質問題によるブラジルでの選別・手直し費用の請求費。
- *海外で契約、実施した全体的サービス費用。
- *海外本社への経費送金（内訳を明確に、郵便・宅配便の費用、香典、花輪代などまでも対象となる）。
- *輸出入に関して発生する、輸送費、保険費、経費等の送金の場合。
- *極端には、食事代でのセルフサービスなのか、ファーストフードの食事代かまで NBS で区分がわかる。（実際どこまで検証できるか不明ですが。）
- *資本金の利息送金、融資金の利息はNBSの記載がなく、対象外である。
- *ロイヤリティー、リース（契約のない場合が多い）。
- *ブラジル在住の個人が海外での講習会、医療治療を行った費用。
- *その他、輸出入を除く **全体的海外への送金、海外での支払いおよび、海外からの入金に關する情報**となる。（各項目によって確認する必要がある。）

過去の契約されたサービス業務での、実施が完了していないものは登録の必要があり、社内全部門での洗い出しが必要となる。支払い手段（現金、クレジットカード、送金等）には関係なく登録が必要。支払いまたは、受け取りだけが残っているものは登録しなくても良い。また、登録マニュアルは2012年8月以降短期間で、第5版まで発行改訂されているので最新の更新版に注意する必要がある。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

これらの新しい登録義務で、未登録、登録違い、期限切れなどが発生すれば、**各当するサービスの金額の最大5%までが罰金として徴収**される。

上記のように内容が多義に渡るために、全社的に **Siscoserv** の重要性の熟知を計り、情報の漏れをなくし、すべてのサービス、その他のオペレーションに関して契約を作成し、支払いの内容（NBSによるサービスの業種毎に）を明確にしておく必要がある（場合によってはメールによる了解だけで、送金されている場合がある）。内容によっては、ICMS、ISSS の課税対象になるので注意が必要である。例えば、ブラジル国内の国際空港で海外の飛行機に提供する機内食の納入に対する海外からの支払い入金は ICMS、ISSS の課税対象となる。

すべてのサービスに関して契約書を交わしておくことは、監査を受けた場合に、内容が明確となっており説明が出来る。ただし、契約書作成では、海外本社との調整で“どうしてブラジルだけが？”との拒否もあり、経営者トップの理解が必要となる。

また、ブラジルで本社機能がサンパウロにある場合、サンパウロに任せて、マナウスは関係しないスタンスがあるが、マナウス出なければわからない情報があるので、やはり **全社として取り組まなければならない**。

Siscomex は資材・物品を対象とし、事前に、ライセンス取得を目的とし、国のアクセスだけであるが、**Siscoserv** は無形および、その他のサービスを対象とし、事後に、情報登録を目的とし、国、州、市がアクセスできる。

登録する場合は、ステップ1（契約に従ってサービス内容の登録）と、ステップ2（売上一支払い請求しーインボイスの登録と実際の支払い登録）があり、ステップ1が登録されていないと、ステップ2が登録出来ないようになっている。緊急の場合は契約書が正式に交わされなくて、サービスが実施される場合や、支払いが発生する場合などがあるが、それぞれのケースで登録期間が決められているのでそれに従って行うこと。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

登録に関して、金額は送金する場合の貨幣単位で登録すること。また、一度登録すると自由に変更はできない。追加項目として変更できるので、変更履歴をきちんと管理することも重要である。登録は月毎、国毎に、NBSごとに纏めて登録出来る。一つのNBSで幾つかの会社（ホテル、食堂など）の場合は各種(Diversos)として登録出来る。また、サービスが発生したが、送金されない場合や、契約で明確になっていない項目があれば、備考欄にその内容を記載しておくこと。

いずれにしろ、契約書を作成しておき、一か所で管理、登録することが必要である。

このように、手間のかかる登録を義務化されたシステムの導入により、さらに間接の経費が増えることになる。例として Petrobras ではこのシステムに対応するために 40 名の専属従業員が必要となり、ある企業では、6 名の人員採用が必要になった実例もある。

後日、セミナーの資料を翻訳し配布させて戴きます。

この件は重要なので、**各企業トップから理解されることが重要で、商工会議所で日本語での説明会を早期に開催**されてはと提案いたします。

不明な点、詳細は下記 Ernst & Young Terco 社の

Sr. Claudio Yano e-mail; caludio.yano@br.ey.com

Sr. Erivaldo Alencar e-mail; erivaldo.a.oliveira@br.ey.com

に直接コンタクトを取ることでより情報の提供を受けることが出来ます。

—2013年3月23日 Sami Cultura 作成—

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br